# 営お役立ち情報

お問い合わせ先

# 経過措置対策セミナ

8月28日(水)に6階ホールにおいて、「消費 税経過措置対策セミナー」を開催いたしました。税 理士・中小企業診断士の小林直人氏を講師に迎え、 平成26年4月以降に、一部の取引において、商品・ サービスを提供しても旧税率(5%)が適用される「経 過措置」への対応策について説明をいただきました。





## o消費税率引き上げのスケジュール

平成26年4月に8%、平成27年10月に10%となり、一部の取引について は引き上げ後も旧税率が適用される「経過措置」が設けられる。

## □経過措置とは? <内容と対応のポイント>

通常は、商品やサービスなどが納品された時の税率が適用されるのが原則で あるが、一部の取引においては経過措置が設けられ、旧税率(5%)が適用される。 経過措置は選択する権利ではなく、強制適用のため、適切な対応を呼びかけた。

消費税は、預かり分と支払分を相殺して支払うので、最終的には企業は損し ない仕組みであるが、中小企業の実態としては預かり分も資金繰りに流用され、 支払時期には支払うべき税額分が手元にない状況となる。これを未然に防ぐ方 法は、税別の帳簿管理や資金計画の策定、支払・回収サイトの改善などの管理を しっかり行うこと。

最初の 2年間に 限り

福井県と敦賀市から利子補給を受けた場合の実質金利

【 福井県と敦賀商工会議所から利子補給を受けた場合の実質金利

(H25.9 月現在の金利)

(H25.9 月現在の金利)

## 資 対 象

- ・従業員数20人(卸・小売・サービス業は5人)以下
- ・1年以上事業を営み、税金を完納されている方
- ・ 6ヶ月以上、当商工会議所の経営指導を受けておられる方

福井県 ...... 0.5%補助※ H25.9月現在のマル経金利 (1.65%) に福井県と敦賀市 敦賀市 -----1.0%補助※2 又は敦賀商工会議所が支払った利子を補給します。 敦賀商工会議所: 0.5%補助※3

- ※1マル経融資で福井県の利子補給を初めて受ける方に限り最初の2年間補給されます。
- ※ 2 最初の3年間まで敦賀市から1.0%の補給が受けられます(3年間で最大10万円)。但し、敦賀市から利息補給を受けるには、申込み時における最近3ヶ月の平均売上高が前年対比5%以上減少している場合
- ※3敦賀市利子補給の対象外となった場合は、敦賀商工会議所が0.5%の補給を行います(最初の2年間)。

## B뒪 貸付) 褶巾

0.0

融資限度額の範囲内で、 重複や借り替えの利用もOK。

# 返済は元金均等月賦返済 (残債方式で、利息は毎月減額) 平成25年9月現在 ※金利は金融情勢によって変化します。詳しくは中小企業相談所までお問い合わせください

保証人手数料



信用保証協会による

7年以内(据置1年) 運転資金 例) 仕入、買掛金・諸経費支払・手形決済、給与支払など

設備資金 10年以内(据置2年) 例) 車両購入、工場・店舗改装資金、機械購入資金など

## ご用意いただくもの

- •決算書(直近3期分)
- •確定申告書(直近3期分)
- 金融機関からの借入返済一覧表 (事業用、個人用全て)
- 設備の場合(見積書・カタログ・図面など)

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)は、事業所の皆様を金融面からサポートす るための公的融資制度で、商工会議所の推薦により、日本政策金融公庫(国民生活事業) から融資を受ける制度です。融資にあたっては、貴社の経営内容をよくお聞きした上 での実行となります。内容によってはお断りする場合もございますのでご了承願います。

お問い合わせ先 敦賀商工会議所 中小企業相談所

『未来を先取りする技術集団』



## 岡本エンジニアリング株式会社

〒914-0041 福井県敦賀市津内67-3-5(布田町) TEL(0770)21-0240 FAX(0770)21-0221 ビル用・住宅用 アルミサッシ 各種板ガラス・鏡

# 株式会社、

代表取締役 岩

〒914-0054 敦賀市白銀町13-29 TEL(0770)22-0605代) FAX(0770)23-0625 安全と快適を生む環境づくり。



## 株式会社アイビックス

敦賀支店

敦賀市野神40-240 TEL(0770)23-3488